(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十六

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類　JSIC　四四四一　集配利用運送業
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　最恵国待遇（第八十八条）
措置　中央政府
概要　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第一章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。
(a) 日本国の国籍を有しない自然人
(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

十七

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　JSIC　四二一　鉄道業
留保の種類　JSIC　四八五一　鉄道施設提供業
政府の段階　内国民待遇（第八十七条）
措置　中央政府
概要　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

十八

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　JSIC　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。

十九

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　JSIC　四五二　沿海海運業
JSIC　四五三　内陸水運業
JSIC　四五四二　内航船舶貸渡業

二十

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、「外航海運業」、「日本国内の港の間の海上運送」、「内陸水運業」及び「船舶貸渡業」をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一

分野　上水道業
小分野
産業分類　JSIC　三六一一　上水道業
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二十二

分野　すべての分野
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階　特定措置の履行要求の禁止（第九十六条）
措置　都道府県以外の地方政府
概要　日本国は、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置であって、これらの規定に適合しないものを留保する。日本国は、そのような地方政府による第九章の関連規定と適合しない現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　第九十条1(c)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十条1(c)の規定に従って記載するものである。
(a) 第八十七条
(b) 第八十八条
(c) 第九十六条
2　留保には、次の事項を記載する。
(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。